

第2章 大気汚染防止法における石綿飛散防止対策の解説

1. 目的

(目的)

法第1条 この法律は、……建築物の解体等に伴う……粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進……定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全……することを目的とする。

(解説)

石綿の排出抑制を図るため、石綿製品製造工場に対する規制をはじめとして、廃棄物処理や自動車のブレーキライニングについては対応が図られてきたところであるが、建築物の解体等に伴う石綿の飛散については、主として行政指導により対応してきた。

平成7年1月の阪神・淡路大震災において被害を受けた建築物の解体等に伴う石綿の飛散が懸念された。また、解体等に伴う石綿飛散のおそれが高い吹付け石綿を使用している建築物は、その建て替えのための解体等の大幅な増加が見込まれ、対策の徹底を図る必要があることから、平成8年5月9日に「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が公布され、建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に係る所要の措置が講じられることとなった。

その後、平成17年6月末以降、アスベスト問題への社会的な関心が高まったことから、石綿が使用されている建築物の解体作業等における特定粉じんの飛散を防止する措置を拡充・強化するため、当該措置の対象となる建築材料及び作業の範囲を拡大することを目的に、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令等が平成17年12月21日に公布されたところである。

2. 特定建築材料の種類

(定義等)

法第2条 (中略)

9 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

12 この法律において、「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの(以下「特定建築材料」という。)が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

(特定粉じん)

施行令第2条の4 法第二条第九項の政令で定める物質は、石綿とする。

(特定建築材料)

施行令第3条の3 法第二条第十二項の政令で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

一 吹付け石綿

二 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(前号に掲げるものを除く。)

(解説)

特定建築材料は、特定粉じん(石綿)を周辺環境へ飛散させるおそれのあるものであり、石綿を含有する建築材料のうち、その生産量、使用量等も考慮して、石綿飛散性の高いものとして、当初、吹付け石綿が指定された。その後、石綿が使用されている建築物の解体作業等における特定粉じんの飛散を防止する措置を拡充・強化するため、特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料に既に指定されている吹付け石綿に加え、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が追加された。今回、特定建築材料に追加された石綿を含有する建築材料は、解体等に当たって掻き落としや機械による破砕等が行われた場合、吹付け石綿と同様な飛散が生じるとされていること、及び既に石綿障害予防規則第5条の届出の対象となる建築材料であることから、大気汚染防止法の規制対象に加えられたものである。ここで「石綿を含有する」とは、吹付け石綿に関する従来の判断基準と同様に、建築材料の製造又は施工に際して石綿を意図的に含有させたことをいい、それが不明な場合にあっては、石綿の質量が当該建築材料の質量の1%を超えることをいう。特定建築材料は、解体等作業に伴い特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料が規定されている。当該特定建築材料が防音等の目的で使用されようとして解体等作業における飛散の度合いは変わらないことから、使用の目的を問わず「材料」で規定されている。特定建築材料に該当する建築材料の例は図表2-1のとおり。

図表2-1 特定建築材料に該当する建築材料の例

施行令における区分	建築材料の具体例
吹付け石綿	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式)、石綿含有ひる石吹付け材、石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く。)	屋根用折版裏断熱材、煙突用断熱材
石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く。)	石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材、石綿含有ひる石保温材、石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材 (吹付け石綿を除く。)	石綿含有耐火被覆板、石綿含有けい酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗り材

(注) これらの建築材料の具体的なものは、第3章を参照

(用語)

「吹付け石綿」

施行令において、法律用語で「吹付け石綿」としているが、これは石綿を含有している吹付け材すなわち石綿含有吹付け材のことを意味している。この石綿含有吹付け材は、石綿、ロックウール等にセメント等の結合材に水を加えもので、吹付け機を用いて特定部位(鉄骨や天井、壁等)に吹付けたもの。

図表2-1の建築材料の具体例に示す吹付け石綿は石綿が60~70%、セメントが30~40%で、石綿含有吹付けロックウール(乾式)は石綿が1~30%、ロックウールが30~60%、セメントが40%程度で、それ以外の吹付け材は石綿が1~20%で、パーミキュライト又は、パーライト及びセメント等で構成されている。これらは、壁や天井等に防火・耐火、吸音性能等を確保するため幅広く用いられた。

「石綿を含有する断熱材」

煙突の断熱目的の煙突用断熱材は、アモサイトが主に使用されており、屋根裏の結露防止・断熱目的に使用されている屋根用折版裏断熱材はクリソタイルが主に使用されたフェルト状のものがある。

「石綿を含有する保温材」

アモサイトが主で、まれにクロシドライトを使用している場合があり、ボイラー、化学プラント、焼却炉など、熱を発生する部分や搬送するためのダクト、配管の曲線部に保温を目的に使用されている。

「石綿を含有する耐火被覆材」

吹付け石綿の代わりに耐火性能を確保し、かつ、化粧目的に鉄骨部分、鉄骨柱、梁やエレベーター周辺で使用されている。クリソタイル、アモサイト、クロシドライトが使用されており、石綿含有けい酸カルシウム板第二種には、主にアモサイトが使用されている。

3. 特定粉じん排出等作業の種類

(定義等)

法第2条(中略)

12 この法律において、「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの(以下「特定建築材料」という。)が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

(特定粉じん排出等作業)

施行令第3条の4 法第二条第十二項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業
- 二 特定建築材料が使用されている建築物を改造し、又は補修する作業

(解説)

従来は建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物のうち、一定規模以上の作業が対象とされていたが、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第378号)により、建築物の種類や規模によらず、特定建築材料が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業がすべて対象となったものである。

なお、法の「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に規定される建築物を基本としており、建物本体のほか、建物に設ける建築設備(電気、ガス、給排水、換気、冷暖房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突等)などが含まれる。

石綿の含有状況を調査するために建築材料から少量のサンプリングが行われる場合があるが、特定建築材料が使用されている建築物を対象としたサンプリングだけであれば、当該建築物を解体し、改造し、又は補修する作業でないため当該サンプリングは特定粉じん排出等作業には該当しない。また、例

えば、配管点検のために、石綿を含有する保温材を一時的に取り外す作業があるが、補修を伴わない点検だけであれば、当該建築物を解体し、改造し、又は補修する作業に当たらないため当該作業は特定粉じん排出等作業には該当しない。しかし、特定建築材料のサンプリングや当該点検作業に当たっては大気への飛散を防止するよう十分に配慮することが必要である。

配管の曲線部のみが石綿を含有する保温材で覆われている場合に、保温材で覆われていない直線部分を切断して配管ごと保温材を取り外す作業が行われることがある。このような事例において、当該作業の場所から特定粉じんが排出されず、かつ、飛散しない場合には、当該作業は特定粉じん排出等作業に該当しない。ただし、保温材の劣化などにより当該作業に伴い石綿が飛散するおそれがある場合や、当該作業時の振動等により近傍の特定建築材料から石綿が飛散するおそれがある場合には、当該作業が特定粉じん排出等作業になり得るものである。

(用語)

「解体(作業)」

建築物を取り壊す行為(作業)をいう。

「改造し、又は補修(作業)」

解体以外の、建築物の一部に手を加える行為(作業)全般をいう。

「建築基準法第2条」(抜粋)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。

(中略)

三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

4. 作業基準

(作業基準)

法第 18 条の 14 特定粉じん排出等作業に係る規制基準(以下「作業基準」という。)は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

(作業基準)

施行規則第 16 条の 4 石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。

- 一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。
 - イ 法第十八条の十五第一項又は第二項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ロ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ハ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ニ 現場責任者の氏名及び連絡場所
- 二 前号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第七(第十六条の四関係)

一	令第三条の四第一号に掲げる作業(次項又は三の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z 八一二二に定める H E P A フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。
二	令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、令第三条の三第二号に掲げる	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生す

	<p>建築材料を除去する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>ること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
三	<p>令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
四	<p>令第三条の四第二号に掲げる作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は一の項下欄イから二までに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イから八までに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p>

(解説)

(1) 掲示

特定粉じん排出等作業の実施の期間や作業の方法等の事項を表示した掲示板を設けることが作業基準に規定(規則第16条の4第1号)されていることから、当該掲示板が設けられていない場合は、法第18条の18に規定される作業基準適合命令等の対象になり得るものである。当該掲示板は、周辺住民からも見やすい場所に設けられることが望ましい。

なお、掲示については、具体的な様式が定められておらず、他法令等に基づく掲示に追記する形式

で表示しても差し支えないものとされており、また、他法令等に基づく掲示の内容と重複する事項を重複して表示する必要もないとされている。

(2) 作業の方法

特定粉じん排出等作業は次の4種類に場合分けされており、それぞれの場合に対して適用される基準が定められている(規則第16条の4第2号及び別表第7)。

また、これらの方法に代えて、同等以上の効果を有する別の措置を講じてもよいこととされている。すなわち、特定建築材料の種類や状態、作業箇所の状況によっては、作業場全体を隔離し負圧に保つ等の通常の作業方法によらず、これと同等以上の効果を有する措置(例えば、配管の一部に使用された保温材を除去する際に、当該作業箇所を局所的に隔離するための袋状の用具(いわゆるグローブバッグ)を使用して密封状態を保ったまま保温材を除去する等)を講じることを許容するものである。これは、解体等の対象となる建築物の状態の違いや今後の技術の進展等に対応できるよう作業基準に柔軟性を持たせる趣旨で規定したものであり、従来の運用から特段の変更はない。

特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業(の項又は の項を除く。)

...規則別表第七(一の項)

吹付け石綿等の特定建築材料を除去しないまま建築物の解体を行った場合には、周辺環境へ石綿が飛散することとなるため、建築物を解体する前に、隔離、湿潤化等の適切な飛散防止対策を講じつつ除去することにより、解体工事に伴う石綿の飛散防止を図ることとしたものである。

特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材(吹付け石綿を除く。)を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去する作業(の項を除く。)

...規則別表第七(二の項)

石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(吹付け石綿を除く。)を除去する作業において、当該特定建築材料を原形のまま取り外すなど、掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去する場合(の項を除く。)にあつては、作業場の隔離や作業場の出入口への前室の設置等までは義務づけず、特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生することや除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化することなどとされたものである。

特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業

...規則別表第七(三の項)

当該建築物が、一部崩壊していたり、傾いている等の状態にあり、除去すべき特定建築材料に作業者が近づけないなど、 の項や の項による基準に従った特定建築材料の除去ができない場合に散水等の可能な対応を図ることを求めるものである。

特定建築材料が使用されている建築物を改造し、又は補修する作業

...規則別表第七(四の項)

改造し、又は補修する場合には、解体する場合と異なり、改造又は補修箇所の状況等に応じて

様々な工法を選択することができる。

特定建築材料を除去する場合は、 の項又は の項による基準を遵守することとされている。掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で吹付け石綿を除去する場合、建築物の改造又は補修の際に限り、規則別表七の二の項下欄イから八までに掲げる事項で足りることとされた。しかし、機械等を使用する可能性のある建築物の解体においては、吹付け石綿を使用している建築物からの当該特定建築材料の除去において、規則別表七の二の項下欄イから八までに掲げる方法では、従来通り不十分とされている。

実際に行われている方法は、除去のほか、特定建築材料を板等で完全に覆う囲い込み工法及び特定建築材料に薬剤を吹き付け、固化する封じ込め工法がある。一般に、囲い込み又は封じ込める場合は、除去する場合と比べ石綿の飛散の程度は大きくないと考えられるが、アンカーボルトを打ち込む場合や特定建築材料の劣化・損傷の状態によっては、除去と同程度に特定粉じんの飛散するおそれがある。

囲い込み及び封じ込めとは、基本的に次の作業をいう。

囲い込み

大気への特定粉じんの排出及び飛散が生じないようにしながら特定建築材料が露出しないよう板状の材料で完全に覆うなどして、特定粉じんの飛散防止及び特定建築材料の損傷防止を図ること。

封じ込め

大気への特定粉じんの排出及び飛散が生じないようにしながら特定建築材料の表面又は内部に固化剤を浸透させるなどして、特定粉じんの飛散防止及び特定建築材料の損傷防止を図ること。

特定建築材料の囲い込み又は封じ込めを行うに当たり、囲い込み板の取り付け、薬剤の吹き付け等の作業に伴い特定粉じんが飛散するおそれがある場合には、吹付け石綿については規則別表第七の一の項下欄、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材については規則別表第七の二の項下欄に各々掲げられた作業基準に準じた措置を講ずる必要がある。

なお、囲い込み、又は封じ込めを行うに当たっては、当該部分の特定建築材料の状態(劣化状態、下地との接着状態)を確認し、状態不良と認められる場合には、除去を行う必要があり、この場合、除去を行うに当たっては、除去作業に係る の項又は の項の基準を遵守しなければならない。

(用語)

「他の場所から隔離」

除去に伴い高濃度で飛散する石綿を作業場から外部へ飛散させないための基本的な措置であり、プラスチックシートを用いて隔離する方法が一般的である。

「前室を設ける」

隔離した作業場への作業員の出入り等の際に、石綿が作業場外へ飛散することを防止するため、出入口に前室を設け、外部から直接作業場へつながることがないようにする必要がある。

「負圧に保ち」

負圧とは、作業場内の気圧が外部の気圧よりも低い状態をいう。作業場を常時負圧に保つためには、

目安として1時間当たり換気回数を4回以上(作業場の一回換気時間を15分以下)とすることが必要である。

作業場内が負圧に保たれていることの確認方法としては、(第3章 6.1.3)でその具体例を示す。

「HEPA フィルタ」

日本工業規格(JIS)Z8122 に定められているエアフィルタで、定格流量で粒径が $0.3\mu\text{m}$ の粒子に対して99.97%以上の粒子捕集率を有し、かつ、初期圧力損失が $245\text{P}\{25\text{mmH}_2\text{O}\}$ 以下の性能を有するもの。「HEPA」とは、「high efficiency particulate air filter」の略。

「薬液等」

薬液には、表面に皮膜を形成するもの、吹付け石綿内部に浸透し湿潤化を図るもの、内部に浸透し固化するもの等様々なタイプのものが市販されており、目的に応じて使い分けが必要である(その例については第3章を参照)。なお、「薬液等」の「等」には水も該当する。

「作業場内の特定粉じんを処理する」

「作業場内の特定粉じん」には、作業によって床や壁面に散乱した石綿のほかに、特定建築材料の除去等により使用された脚立や足場などの仮設機材や各種機器類などに付着した石綿、作業場内に浮遊している石綿も該当する。このため、仮設機材や機器類などを作業に先立ち、あらかじめ養生して特定粉じんによる汚染を防止したり、上述のHEPA フィルタを装着した真空掃除機で床等にある石綿を集じんすることが必要となる。また、これらの作業終了後、集じん・排気装置を稼働させたまま、作業室内の石綿濃度が外気と同等まで低下したことを確認できるまで、作業場内空気を数回程度換気できる時間、静置する必要がある。

なお、除去等により発生した石綿くず、隔離に用いたシート等は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める特別管理産業廃棄物に該当することから、同法に則り適正な処理を行う必要がある。特別管理産業廃棄物の処理に関連する排出事業者、収集・運搬業者及び処分業者や地方自治体の行政担当者向けに、廃石綿等に関する法的手続や保管、収集・運搬、中間処理、最終処分までの手順及び基礎知識や関係法令等について整理しまとめたものとして次のものがある。

- ・ 廃石綿等処理マニュアル(暫定) (平成17年8月)

「これと同等以上の効果を有する措置」

具体的には、金属パネルやコンクリート面への直接吹付け、鉄骨に金網等を溶接した上からの吹付け等、下地材との関係で完全な除去が困難な場合に、除去しきれない吹付け石綿等を薬液で固化して解体を行う、又は当該部分を取り出し、工場等他の場所で除去することが考えられる。

また、技術の進展等により新たな石綿飛散抑制方法が開発された場合にも、本規定に基づき柔軟な対応を図ることが可能となる。

(立入困難な場合)

- ・ 薬液等を散布しつつ解体を行う。
- ・ 建築物の周辺を養生シートで覆う。

(建築物内部からのあらかじめの除去が困難な場合)

- ・ 解体作業と並行し、部分的な隔離等の対策を施しながら特定建築材料を除去する。

「養生」

石綿繊維等の粉じん飛散を防止するとともに、処理を必要としない壁や床、機器等の汚染を防止するため、壁面や床等にプラスチックシート等を接着テープ等で隙間なく接合して貼り付けること。

「劣化が著しい場合、又は下地との接着状態が不良な場合」

一般には目視により確認することができる。その判断方法、判断基準等については、第3章を参照されたい。

「グローブバッグ」

配管の一部などを局所的に隔離するための袋状の用具で手袋の部位がある。作業箇所に取り付けて当該部分を密封した後、手袋を使って石綿の除去作業を行い、密封状態を保ったまま取り出すことが可能であるとされている(第3章 6.1.5 参照)。

5. 事業者による作業の実施の届出

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

法第18条の15 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。)を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 特定工事の場所
 - 三 特定粉じん排出等作業の種類
 - 四 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - 五 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - 六 特定粉じん排出等作業の方法
- 2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

施行規則第10条の4 法第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出は、様式第三の四による届出書によつてしなければならない。

- 2 法第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要、配置図及び付近の状況
 - 二 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - 三 注文者の氏名又は名称

四 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所

五 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

(届出書の提出部数等)

施行規則第 13 条 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

(中略)

4 二以上の特定粉じん排出等作業についての法の規定による届出は、当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物について行われる場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。

(様式第 3 の 4: 次ページ)

様式第3の4

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

都道府県知事
市 長 殿

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつては、その代表者 印
の氏名
電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業(次項又は3の項を除く) 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(次項を除く) 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4の項 改造・補修作業 (件)			
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	整理番号		
	至 年 月 日	受理年月日		
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	審査結果		
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。			
特定建築材料の使用面積	m ²			
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。			
参 考	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要	耐 火・準耐火・その他 延べ面積 m ² (階建)	備 考	
	注文者の氏名又は名称			
	届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		

事 項	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
--------	--	------

- 備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要及び同項第3号から第5号までに規定する事項を記載した書類と見なす。
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法		除 去・囲い込み・封じ込め・その他
集 じ ん ・ 排 気 装 置	機種・型式・設置数	
	排気能力 (m ³ / min)	(1 時間当たり換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則

別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。

- 4 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量（ m^3 ）並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

（解説）

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施工しようとする者に対し、その作業の内容が作業基準に適合するものであるか否かを審査するため、あらかじめ必要事項を都道府県知事に届け出させるものである。これにより、行政庁は特定粉じん排出等作業の行われる場所その他の必要な情報を把握するとともに、作業内容を審査し、特定粉じん排出等作業による大気汚染の防止を図ることとなる。規則第10条の4第2項並びに様式第3の4及びその別紙に規定する届出書に添付すべき書類については、労働安全衛生法に基づく労働基準監督署長への届出書に添付される書類と概ね同一である場合は、労働基準監督署長への添付書類を届出書に添付して差し支えない。

また、2以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物において行われる場合には、1の届出書の正本にその写し一通を添えて届け出ることができる。

ここで作業を届け出る者は、建築物の所有者(工事の発注者)ではなく、作業工程を管理している「工事」の施工者である。特に、施工者の中でも下請業者を使用して工事を施工する場合、全ての下請業者を統括管理しており、また、場合によっては直接現場において下請業者を指示することもできる元請業者が届出義務者に該当する。

また、届出者が法人である場合、届出名義は必ずしも本社の代表者である必要はなく、代表者の委任状を添付すること等により、当該作業を行う事業所の長等、作業基準の遵守義務等の履行責任を担うことができる者が行って差し支えない。

（用語）

「特定粉じん排出等作業の開始の日」

特定粉じん排出等作業の開始の日とは、除去等に係る一連の作業の開始日であり、工事そのものの開始日ではない。具体的には、除去に先立ち作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置等の飛散防止のための作業を開始する日を指す。

また、囲い込み、封じ込め作業にあっては、特定建築材料を囲い込み又は封じ込める作業の開始の日がこれにあたる。

（罰則について）

法第18条の15第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる（法第34条第1号）。

法第18条の15第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処せられる（法第37条）。

なお、事前の石綿等の使用箇所及び使用状況に係る調査の実施については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条の規定に基づき、建築物の解体等を行う事業者には義務づけられている。

6 . 計画変更命令

(計画変更命令)

法第 18 条の 16 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(解説)

法第十八条の十五第一項の規定による届出に係る特定粉じん排出等作業が作業基準に適合しない場合の都道府県知事の計画変更命令について規定したものである。当該届出がされた時点で、その内容が作業基準に適合しているどうかを行政庁が確認できるものであり、基準に適合していないと認められる場合には、あらかじめ作業を開始する前に計画の変更を命じ、適正な作業を行わせることができるものである。

(罰則について)

計画変更命令に違反した者については、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる(法第33条の2第1項)。

7 . 作業基準の遵守義務と適合命令等

(作業基準の遵守義務)

法第 18 条の 17 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

法第 18 条の 18 都道府県知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(解説)

特定粉じん排出等作業の施工者に対し、作業基準の遵守を義務づけるものである(作業基準の具体的内容については第4節参照)。

なお、作業基準の遵守義務違反については、直罰規定の適用はなく、義務の履行は適合命令による規制措置を通じて担保されている。

(用語)

「特定工事を施工する者」

作業基準の遵守義務は、届出の義務と同様、工事の施工者(下請業者を使用して工事を施工する場合は、元請業者)に課せられている。

(罰則について)

作業基準適合命令等に違反した者については、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる(法第33条の2第1項)。

8. 注文者の配慮

(注文者の配慮)

法第18条の19 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(解説)

工事の作業内容は、注文者からの注文に左右されるところが大きい。しかしながら、注文者に作業基準の遵守義務が課されるわけではないため、注文者が作業基準を無視した注文を行った場合には、施工者は法律と発注の内容との間の板挟みになる可能性がある。

したがって、注文者には、作業が適切に遂行されるよう、注文に当たっては、除去等の方法を決定するための事前調査を含めた作業全般について、施工方法、工期、費用の面で適切な配慮を行うことが求められる。

なお、労働安全衛生法においても、労働者の安全と健康保護の確保の観点から、注文者の配慮義務が規定されている(同法第3条第3項)。

9. 報告及び検査

(報告及び検査)

法第26条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、.....特定工事を施工する者に対し、.....特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、.....特定工事の場所に立ち入り、...特定工事に係る建築物その他の物件を検査させることができる。

(略)

(報告及び検査)

施行令第12条第7項 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、特定工事を施工する者に対し、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積、特定粉じん排出等作業の方法並びに法第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、特定工事の場所に立ち入り、特定工事に係る建築物、特定粉じん排出等作業に

使用される機械器具及び資材(特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。)並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

(解説)

行政庁は、作業基準の遵守状況等について把握するため、工事の施工者(届出者)に対し必要な事項の報告を求め、工事の場所へ立入検査を行うことができる。

(罰則について)

法第 26 条第 1 項に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者については、20 万円以下の罰金に処せられる(法第 35 条)。

10. その他

(政令で定める市の長による事務の処理)

法第 31 条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。以下同じ)の長が行うこととすることができる。

(略)

施行令第 13 条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務……は、小樽市、……大牟田市及び佐世保市の長(以下「政令市の長」という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一 法第六条第一項、……並びに第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出の受理に関する事務

二 法第九条、……、第十八条の十六並びに第十八条の十八の規定による命令に関する事務

三・四 (略)

五 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(法第二十三条第二項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。)に関する事務

六～九 (略)

2 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうちばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る同項各号に掲げる事務であつて工場に係るもの並びに揮発性有機化合物の排出の規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(北九州市を除く。)の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長(以下この項において「指定都市

の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一～三 (略)

四 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(法第二十三条第二項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。)に関する事務

五～八 (略)

3 前項に規定する事務並びに……法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務は、北九州市の長が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、北九州市の長に関する規定として北九州市の長に適用があるものとする。

(解説)

特定粉じん排出等作業が、比較的短期間の建築物の解体、改造等の作業であり、また、作業基準への適合審査はばい煙発生施設等の審査に比べると必ずしも高度な技術的知見等を要しないことから、事業者の便宜、地方公共団体の対応能力等にかんがみ、届出の受理、各種の命令に関する事務について、全ての大気汚染防止法上の政令市に事務を委任する。

【参考】

大気汚染防止法の政令市

(都道府県知事から届出の受理その他の事務を委任されている市、
施行令第13条第1項から第3項)

(平成18年4月1日現在)

(北海道)札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市、(岩手県)盛岡市、(宮城県)仙台市、(秋田県)秋田市、(福島県)郡山市、いわき市、(栃木県)宇都宮市、(群馬県)前橋市、高崎市、(埼玉県)さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市、(千葉県)千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、(東京都)八王子市、(神奈川県)横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、相模原市、(新潟県)新潟市、(富山県)富山市、(石川県)金沢市、(長野県)長野市、(岐阜県)岐阜市、(静岡県)静岡市、浜松市、(愛知県)名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、(三重県)四日市市、(滋賀県)大津市、(京都府)京都市、(大阪府)大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市、(兵庫県)神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、(奈良県)奈良市、(和歌山県)和歌山市、(岡山県)岡山市、倉敷市、(広島県)広島市、呉市、福山市、(山口県)下関市、(香川県)高松市、(愛媛県)松山市、(高知県)高知市、(福岡県)北九州市、福岡市、大牟田市、(長崎県)長崎市、佐世保市、(熊本県)熊本市、(大分県)大分市、(宮崎県)宮崎市、(鹿児島県)鹿児島市

(罰則)

法第 33 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十七条第三項、第十八条の四、第十八条の十六、第十八条の十八又は第二十三条第二項の規定による命令に違反した者

2 (略)

法第 34 条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項、第八条第一項、第十七条の四第一項、第十七条の六第一項、第十八条の六第一項若しくは第三項又は第十八条の十五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

法第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

法第 36 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

法第 37 条 第十一条……又は第十八条の十五第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

(解説)

計画変更命令(法第 18 条の 16)、作業基準適合命令等(法第 18 条の 18)に違反した場合、特定粉じん排出等作業の実施の届出(法第 18 条の 15 第 1 項)をせず、又は虚偽の届出をした場合には罰則が課せられる(法第 33 条の 2 第 1 項、法第 34 条)。

法第 18 条の 15 第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の過料に処せられる(法第 37 条)。

また、このほか、法第 26 条第 1 項に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者については、20 万円以下の罰金に処せられる(法第 35 条)。